



静岡労働局発表
令和7年3月24日



ハロートレーニング
— 急がば学べ —

担
当

静岡労働局職業安定部訓練課
課長 遠藤 徳一
課長補佐 鈴木 恵美
電話 054-271-9956

静岡県経済産業部就業支援局
職業能力開発課
課長 佐野 勝洋
電話 054-221-2821

報道関係者 各位

令和7年度静岡県地域職業訓練実施計画を策定しました

静岡労働局及び静岡県は、令和7年3月4日に開催した「令和6年度第2回静岡県地域職業能力開発促進協議会」において、次年度における公的職業訓練の対象者数や内容の設定等について協議を行い、「令和7年度静岡県地域職業訓練実施計画」を策定しました。

この計画に基づき、地域のニーズを反映した訓練コースを設定していくとともに、関係機関が連携し、能力開発の重要性の発信や、応募率・就職率の向上に向けた取組等によって、効率的かつ効果的な公的職業訓練（公共職業訓練及び求職者支援訓練）を実施してまいります。

※協議会の資料等につきましては、静岡労働局 HP に掲載しています。

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_kunren/hourei_seido/newpage_00001.html

（議事概要は、近日中に掲載する予定です。）

（参考）

・地域職業能力開発促進協議会について

国及び都道府県は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条に基づき、地域の関係者・関係機関を参集し、職業能力に関する有用な情報を共有し、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定・実施、職業訓練効果の把握・検証等を行う協議会（地域職業能力開発促進協議会）を、都道府県単位で組織しています（令和4年10月1日施行）。

・地域職業訓練実施計画について

職業能力開発促進法第15条の8第1項及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第3条第1項の規定に基づき、全国の職業訓練の実施に関する計画を定めることとされており、雇用失業情勢によって変動する求職者の動向や、今後、人材が必要とされる分野・規模等を踏まえて、毎年度、見直しを行っています。

地域職業訓練実施計画は、この全国の計画を踏まえ、地域における公的職業訓練の対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公的職業訓練の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るために策定しているものです。

令和7年度 静岡県地域職業訓練実施計画

令和7年4月1日

静岡県
独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構静岡支部
静岡労働局

第1 総則

1 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、静岡県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、静岡労働局、ハローワーク、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び静岡県等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

2 計画期間

計画期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

3 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を

行うものとする。

第2 労働市場の動向と課題等

1 労働市場の動向と課題

労働市場の動向をみると、足下の令和7年1月現在では改善の動きにやや弱さがみられ、引き続き物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある一方、生産年齢人口の減少に伴って人手不足感が深刻化し、社会全体での有効な人材活用が必要となっており、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

また、中長期的にみると、我が国は少子化による労働供給制約という課題を抱えている。こうした中で、我が国が持続的な経済成長を実現していくためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、そのためには、職業能力開発への投資を推進していくことが重要である。

加えて、デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーション（以下「DX等」という。）の進展といった大きな変革の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。あわせて、企業規模等によってはDX等の進展への対応が遅れがみられることにも留意が必要である。

こうした変化への対応が求められる中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公的職業訓練のあり方を不断に見直し、離職者の就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、デジタル分野については、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」（令和5年12月26日閣議決定）等において、デジタル人材が質・量ともに不足していることと、都市圏への偏在といった課題を解決するために、職業訓練のデジタル分野の重点化に計画的に取り組むこととしている。

県内ではいずれの企業も人手不足で人材確保に苦慮しており、IT関連企業に関しては、特に階層に応じたデジタル人材の確保が難しく、また、IT関連以外の中小企業でもIT能力を使ってマーケティングや事務を行う人材を求めているが、IT技術者の採用は困難となっている。

障害者については、ハローワークにおける新規求職申込件数が増加傾向にあり、障害者の障害特性やニーズに応じた就職が実現できるよう、一層の環境整備が求められるとともに、人生100年時代の到来による職業人生の長期化を踏まえ、今後は雇入れ後のキャリア形成支援を進めていく必要がある。

また、障害者の福祉から雇用への移行を促進するため、障害者雇用施策と障害者福祉施策が連携を図りつつ、個々の障害者の就業ニーズに即した職業能力開発を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

2 直近の公的職業訓練をめぐる状況

令和6年度の新規求職者は令和7年1月末現在 11,551人（前年同月比 95.6%）であり、そのうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は 51,671人（前年同月比 102.2%）であった。

これに対し、令和6年度の公的職業訓練の受講者数については、以下のとおりである。

＜令和6年4月～1月＞

離職者に対する公共職業訓練	1,110人（前年同期比 99.3%）
求職者支援訓練	541人（前年同期比 88.4%）
在職者訓練	3,669人（前年同期比 92.0%）

第3 令和7年度の公的職業訓練の実施方針

令和5年度から直近の離職者向け公的職業訓練の実施状況や、ワーキンググループのヒアリング結果を踏まえると、

- ① 応募倍率が低く、就職率が高い分野（「介護・医療・福祉分野」「製造分野」「医療事務分野」）があること
- ② 応募倍率が高く、就職率が低い分野（「IT分野」「デザイン分野」）があること
- ③ 求人・求職のニーズも踏まえつつ、デジタル人材育成のための訓練コースを重点的に設定するとともに、デジタル分野の訓練修了生の就職率を高める必要があること

といった課題がみられた。

これらの課題の解消を目指し、令和7年度の公的職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。

- ① については、引き続き、訓練開催地域や訓練実施時期及び時間数に配慮した訓練設定を行うとともに訓練内容だけでなく訓練の成果（訓練修了後の就職率）等も含めた受講勧奨を行い、応募倍率の上昇を図る。
- ② については、企業側の求人ニーズを十分に精査して設定するとともに、事業主に対して訓練受講により習得できるスキル等の訓練効果を広く周知し、訓練修了情報や仕上がり像のアピールを強化し、就職率の上昇を図る。
- ③ については、引き続き、新たな実施機関の開拓を推進するなどにより、デジタル分野の訓練を重点的に設定するとともに、デジタル分野の求人確保や関係機関が連携した就職支援を行う。

第4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数・内容等

1 離職者に対する公的職業訓練

(1) 離職者に対する公共職業訓練

ア 施設内訓練に係る実施規模と分野

(ア) 県立施設

・ものづくり系を中心とした職業訓練を設定、新たな職業に必要な基礎的知識と技能を付与し、再就職を促進するための訓練を実施する。

施設名称	定員	訓練科目	目標（就職率）
工科短期大学校 （沼津キャンパス）	44人	溶接科、電気工事科、住宅メンテナンス科	離職者訓練全体 （施設内訓練＋ 委託訓練）で 80%
浜松技術専門校	62人	機械加工科（3か月）、溶接加工科（3か月）、機械・溶接加工科（6か月）、電気工事科、造園科	
合計	106人	8科目（16コース）	

(イ) 支援機構立施設

・地域の事業主団体や事業主等業界の人材ニーズを基に、主にもものづくり分野であって、委託訓練等民間では実施が難しいコースを設定する。

i 普通職業訓練短期課程（訓練期間：6か月）

施設名称	定員	訓練科目	目標（就職率）
静岡職業能力開発促進センター	512人	【機械系】CAD・NC加工科、機械設計製図科、ものづくり溶接科 【電気系】電気設備技術科、IoTシステムエンジニア科 【居住系】ビル設備サービス科、リノベーションデザイン科、住環境コーディネーター科	82.5%

ii 日本版デュアルシステム(短期課程活用型)（訓練期間：6か月）

・概ね55歳未満の求職者の方を対象に、静岡職業能力開発促進センターで実施する職業訓練と企業等での実習を組み合わせる。

施設名称	定員	訓練科目	目標（就職率）
静岡職業能力開発促進センター	50人	【機械系】ものづくり機械加工科 【電気系】電気設備施工科	82.5%

iii 橋渡し訓練（訓練期間：1か月）

- ・専門基礎力の習得及び就職へ結びつけるための導入訓練を実施する。

施設名称	定員	訓練科目	目標（就職率）
静岡職業能力開発促進センター	32人	橋渡し訓練	—

イ 委託訓練に係る実施規模と分野

- ・専修学校、NPO法人等民間教育訓練機関の様々な教育資源を活用しながら、地域の雇用情勢や産業界のニーズに的確に対応し、雇用が見込まれる分野の職業訓練を、機動的かつ弾力的に実施している。
- ・雇用の受け皿として期待される介護、デジタルなどの分野の訓練や、会計経理、ビジネス実務等、企業の即戦力となる人材を養成する訓練を充実させる。
- ・座学と企業実習を組合せた実践的な訓練（委託訓練活用型デュアルシステム）、切れ目のない再就職支援のため年度を跨いだ訓練、定住外国人を対象とした訓練、母子家庭の母等を優先した訓練等、求人求職ニーズを踏まえた多様な職業訓練を実施する。
- ・これまで能力開発の機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等を対象として、国家資格を取得し、正社員就職に導く長期の訓練コースを実施する。
- ・託児サービス付きの訓練コースを設定し、育児中の求職者が訓練を受講しやすい環境を整える。
- ・短期間のコース設定など、受講者の多様なニーズに対応できる受講環境の整備を図っていく。

	県立工科短期大学校・技術専門校				目標（就職率）
	計	静岡	沼津	浜松	
事務系	660人	212人	220人	228人	離職者訓練 全体（施設 内訓練＋委 託訓練）で 80%
情報系	230人	60人	80人	90人	
サービス系	60人	0人	0人	60人	
介護系	273人	72人	153人	48人	
その他	85人	30人	25人	30人	
合計	1,308人	374人	478人	456人	

(2) 求職者支援訓練

ア 実施規模と分野

- ・訓練認定規模については、1,069人を上限として実施する。
- ・訓練内容としては、基礎的能力を習得する職業訓練（基礎コース）及び実践的能力を習得する職業訓練（実践コース）を設定する。

- ・その際、成長分野、人手不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。
- ・基礎コースにおいて、受講中に希望職種やキャリアプランを明確化した上で、修了後、本人の希望や訓練受講中に作成したジョブ・カードの内容等を踏まえ、希望職種に就くために必要な専門的スキルを習得し安定した就職の実現のために更に職業訓練の受講の必要がある場合は、関連する訓練情報を提供し、実践コースや公共職業訓練の連続受講を勧奨するものとする。
- ・実践コースでは、安定就労を目指す方々が、個々人の状況に応じて安定就労に有効な職業能力等の習得ができるようなコースの設定を行う。

		訓練認定 規模	割合	目標（就 職率）
基礎コース		144 人	13.5%	58%
実践コース		925 人	86.5%	63%
訓練 分野	介護福祉分野【全国共通分野】	106 人	実践 コース 中の 割合	11.5%
	医療事務分野【全国共通分野】	179 人		19.3%
	デジタル系 【IT分野】	141 人		30.3%
	【WEBデザイン系】	139 人		
	営業・販売・事務分野 建設関連分野 その他の分野	294 人		31.8%
分野共有枠(全ての分野)		66 人	7.1%	
		1,069 人	100%	

- ・eラーニング訓練の認定規模は130人とする（実践コースの内数）。
- ・以下のi～iiiの対象者の特性・訓練ニーズに対応した訓練を地域ニーズ枠とする。

地域ニーズ枠の申請があった場合は、各認定単位期間において各地域毎（東部・中部・西部）に定員数15名まで優先的に選定する。

- 安定就労を目指す就職氷河期世代（就職氷河期世代活躍支援プランに基づく特定分野に限る）
- 子育てや介護等により長期の職業ブランクを経た女性
- 生涯現役で働きたい高齢者

イ 認定単位期間

支援機構においては、四半期毎に求職者支援訓練を認定することとする

なお、各四半期の認定において一定の余剰定員が生じた場合は、追加して認定を行うことができる。

コース別の訓練認定規模を超えては認定しない。ただし、実践コースの訓練分野毎の訓練認定規模を超えた認定申請があった場合には、全ての分野に適用可能な「分野共有枠」を用いた認定を行う（実践コースの訓練実施計画規模以内での運用となる。）。

なお、設定数を超える認定申請がある場合は、

- i 新規参入枠については、職業訓練の内容等が良好なものから認定する。
- ii i 以外については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。

また、認定は新規参入枠を優先するものとする。

認定単位期間毎の具体的な定員及び認定申請受付期間等については静岡労働局及び支援機構のホームページで周知する。

ウ 新規参入枠(上限値)

新規参入枠（上限値）は基礎コース 30%、実践コース 30%とする。

ただし、15人に満たない場合は15人に切り上げるものとする。

地域ニーズ枠として設定した訓練分野については、全て新規枠とすることを可能とし、前記「新規参入枠（上限値）」の制約を受けない。

エ 繰り越した余剰定員についての取扱い

認定コースの定員数が少なかった場合の繰り越し分及び中止コースの繰り越し分について、第3四半期及び第4四半期においては、基礎・実践間の振替や、実践コースの他分野への振替を可とする。

(3) 職業訓練の効果的な実施のための取組

- ・デジタル分野の訓練を重点化しつつ、訓練修了者の就職率向上のため、求人ニーズに対応したデジタル分野の訓練設定を行うとともに、新たな訓練実施機関の開拓に努める。
- ・応募倍率が低く就職率が高い分野は、開催地域や実施期間の設定に配慮するとともに、受講勧奨を強化する。
- ・応募倍率が高く就職率が低い分野は、求人ニーズを精査した訓練内容の設定のほか、就職率の向上を図るため事業主に対する公的職業訓練の広報を強化する。
- ・事業主団体や工業団地協同組合への周知を行う。

2 在職者に対する公共職業訓練の対象者数・内容等

・在職者訓練については、産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させる真に高度な職業訓練であって、民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施するものとする。

・ものづくり分野において、企業の中で中核的役割を果たしている者を対象に、専門的知識及び技能・技術を習得させる高度なものづくり訓練を実施する。さらに、DX等に対応した職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等を図る。

・生産性向上人材育成支援センターにおいては、幅広い分野の事業主からのデジタル人材や生産性向上に関する相談等に対応するとともに、課題の解消に向けた適切な職業訓練のコーディネート等の事業主支援を実施する。

・訓練の効果を客観的に把握する観点から、訓練コースの受講を指示した事業主等に対して、受講者が習得した能力の職場での活用状況について確認する。

(1) 県立施設

施設名称	定員	訓練科目
工科短期大学校 (静岡キャンパス)	291 人	情報技術科、電子情報技術科、電気技術科、溶接科、建設機械運転科、生産技術科、その他（新入若手社員講座、食品加工）
工科短期大学校 (沼津キャンパス)	936 人	建築科、情報処理科、電気技術科、電子情報技術科、メカトロニクス技術科、溶接科、情報技術科、生産技術科、その他
浜松技術専門校	1,047 人	機械科、機械製図科、金属プレス科、造園科、配管科、溶接科、木工科、建築科、情報処理科、情報ビジネス科、WEB デザイン科、メカトロニクス科、広告美術科、金型科、その他（監督者訓練一科、監督者訓練二科、監督者訓練三科、食品加工、工場管理）
合 計	2,274 人	22 科目

(2) 支援機構立施設

施設名称	定員	訓練科目
静岡職業能力開発 促進センター	1,920 人 (目標値 1,320 人)	建築科、建築設備科、住居環境科、制御技術科、メカトロニクス技術科、生産技術科、電気技術科、電子技術科、電子情報技術科

浜松職業能力開発短期大学校	1,207人 (目標値890人)	生産技術科、制御技術科、産業機械科、メカトロニクス科、電気技術科、電子技術科、建築設備科、電子情報技術科
合 計	3,127人	10科目

・また、中小企業等の労働生産性向上等に向けた人材育成について、生産性向上支援訓練を実施・支援する。

施設名称	定員	訓練名称
生産性向上人材育成支援センター	1,680人	生産性向上支援訓練

3 学卒者等に対する公共職業訓練の対象者数・内容等

(1) 県立施設

ア 若年者コース訓練（訓練期間：1年若しくは2年間）

・概ね30歳以下の若者を入校の対象とし、ものづくりに必要な基礎的技術から、生産現場での即戦力となる実践的技術までを身に付け、将来を担う技術者・技能者の育成を目指す職業訓練を実施する。

施設名称	課程	定員	訓練科目	目標（就職率）
工科短期大学校 (静岡キャンパス)	高度 専門	140人	機械・制御技術科、電気技術科、建築設備科	100%
工科短期大学校 (沼津キャンパス)		120人	機械・生産技術科、電子情報技術科、情報技術科	100%
浜松技術専門校	普通 普通	40人	機械技術科、建築科、設備技術科	100%
合 計		300人	9科目	

(2) 支援機構立施設

ア 高度職業訓練専門課程（訓練期間：2年間）

施設名称	課程	定員	訓練科目	目標（就職率）
浜松職業能力開発短期大学校	高度 専門	130人	生産機械技術科、電気エネルギー制御科、電子情報技術科	96.0%

4 障害者等に対する公共職業訓練

(1) 県立施設

ア 施設内訓練

施設名称	課程	定員	訓練科目	目標（就職率）
あしたか職業訓練校	普通 普通	10人	コンピュータ科	100%
	普通 短期	40人	生産・サービス科	100%
合計		50人	2科目	100%

イ 委託訓練

・障害のある方の職業的自立を支援するため、各人の能力や適性に応じた職業的基礎と技能を身に付ける職業訓練を実施する。

区分	対象	計	工科短期大学校		浜松 技術 専門校	あしたか 職業 訓練校	目標 (就職率)
			静岡 キャンパス	沼津 キャンパス			
デュアル訓練	身体 知的 精神等	80人	20人	40人	20人	—	80%
事業主委託訓練		110人	26人	20人	34人	30人	
在職者訓練	在職 障害者	110人	50人	—	10人	50人	—
合計		300人	96人	60人	64人	80人	80%

第5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等

1 職業訓練の効果的な実施のための取組

地域職業能力開発促進協議会等を活用し、労働局と県立施設、支援機構立施設が訓練ニーズや設定コース等の情報共有を行い、同一地域内で訓練実施時期や分野が重複しないよう調整を行う。

2 公的職業訓練受講者等に対する就職支援等の充実

(1) 公的職業訓練受講希望者に対する支援

公的職業訓練受講希望者には、生涯を通じたキャリア・プランニングを促し、職業選択やキャリア形成の方向付けの支援を行うため、公共職業安定所におけるキャリアコンサルティングや、訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業におけるジョブ・カード作成支援等を通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。

(2) 公的職業訓練受講者に対する支援

訓練受講者の就職支援については、訓練受講中の早い段階から積極的に行う必要があるが、特に求職者支援訓練の受講者には、長期失業者や正社員経験が少ない者もみられることから、職業訓練により知識や技能を高めることはもとより就職に向けてもきめ細かい支援を行う必要がある。

このため、各訓練受講者の訓練期間中にジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの機会を設け、訓練修了後の求職活動の方向性を明確化するとともに、訓練実施機関と公共職業安定所とが連携し、訓練効果を活かせる求人情報の提供など、就職に向けた支援を充実する。

また、訓練受講者のうち訓練修了までに就職が決まらない可能性のある者については、訓練期間中に漏れなく公共職業安定所へ誘導し、本人の希望・ニーズを踏まえた就職支援を実施する。

訓練修了後は、訓練実施機関による独自の就職支援のほか、公共職業安定所においても、訓練実施機関が訓練修了時に作成支援したジョブ・カード（評価シートを含む。）等を活用し、未就職者の就職支援に一層積極的に取り組んでいく。

(3) 「ハロートレーニングのワンストップ情報提供サービス」を活用した訓練コース情報の提供

※「ハロートレーニング」：（公共職業訓練と求職者支援訓練の総称）

全国の公的職業訓練情報をワンストップで提供し、訓練種別や実施都道府県に関わりなく、希望する就職の実現に向けて必要となる知識・技能を習得できる訓練コース情報を的確に得られるよう、求職者支援訓練の訓練コース情報と合わせ、各職業能力開発施設が実施する公共職業訓練（離職者訓練）のコース情報の登録及び周知・活用を図っていく。

3 推進体制

(1) 関係機関の連携

静岡労働局・静岡県・支援機関が一体的に公共職業訓練（離職者訓練）と求職者支援訓練の調整を行うことで、訓練規模、分野、時期、地域において適切に職業訓練の機会や受講者を確保する。

静岡労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、静岡県の三者で締結している「静岡県ものづくり人材 育成協定」に基づき、ものづくり人材の育成に取り組むとともに、相互に緊密に連携・協力しながら、職業訓練に関する次の事業を推進する。

- (ア) 職業訓練指導員のスキルアップ
- (イ) 講師の派遣や会場の提供
- (ウ) 訓練カリキュラムの研究

(エ) 企業の人材育成ニーズに係る情報の収集・共有

(オ) 企業や県民への広報

公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズ「ハロートレーニング ～急がば学べ～」やロゴマーク（愛称「ハロトレくん」）を活用し、静岡労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、静岡県の他、関係機関と連携のうえ、公的職業訓練の周知・広報に努め、その認知度向上及びさらなる活用促進を図る。

職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、国・県の関係機関はもとより、地域の訓練実施機関の団体や労使団体等の幅広い理解・協力が求められる。

このため、令和7年度においても、関係者の連携・協力の下に、求人ニーズをはじめとした訓練ニーズを的確に把握し、本県の実情を踏まえた計画的で実効ある職業訓練の推進及び産業ニーズを踏まえた訓練内容の検討等を行う。

(2) ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの推進

公的職業訓練受講希望者に対し、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールであるジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングなど、キャリア形成に資する情報提供及び相談援助を実施するものとする。

ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを実施するため、関係機関とも連携の上、説明会等の様々な機会を活用して周知を図る。

4 リ・スキリングの推進について

地域におけるリ・スキリングの推進のため、県と市町は、デジタル・グリーン等成長分野に関するリ・スキリングの推進に資する「経営者等の意識改革・理解促進」、「リ・スキリングの推進サポート」及び「従業員の理解促進、リ・スキリング支援」等に積極的に取り組んでいく。

労働者のリ・スキリングを促進し、地域で必要な人材の確保につなげる。

なお、令和7年度に実施する地域リ・スキリング推進事業については、別紙一覧のとおりとし、本計画に位置づけて実施するものとする。今後、事業の追加、変更等が生じた場合には、変更後の一覧を令和7年度に開催される地域職業能力開発促進協議会に報告する。

令和7年度離職者向けの公的職業訓練の分野別の計画

静岡県

		全体計画数	公共職業訓練（都道府県）		公共職業訓練 （高齢・障害・求職者支 援機構）	求職者支援訓練
			施設内	委託		
分野		定員	定員	定員	定員	定員
公共職業訓練（離職者向け） 十求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	191	0	50	0	141
	営業・販売・事務分野	984	0	690	0	294
	医療事務分野	299	0	120	0	179
	介護・医療・福祉分野	259	0	153	0	106
	農業分野	12	12	0	0	0
	旅行・観光分野	30	0	30	0	0
	デザイン分野	319	0	180	0	139
	製造分野	372	84	0	288	0
	建設関連分野	130	10	0	120	0
	理容・美容関連分野	0	0	0	0	0
	その他分野	255	0	85	104	66
求職者支援訓練（基礎コース）		144	0	0	0	144
合計		2,995	106	1,308	512	1,069
（参考） デジタル分野		510	0	230	0	280

※ 「定員」とは、当該年度中における開講コースの定員の数。